



VOL.16

発行所：長浜・五村別院
長浜市元浜町32-9
代表者 曾我謙成
編集：長浜教化センター講座研修部門
お問い合わせ：
長浜：0749(62)0054
五村：0749(73)3133
FAX：0749(62)0754
MAIL：
shinran.lect@gmail.com



講師・訓覇浩氏

二〇二四年度 第二講要約

(六月十九日)

はじめに

二〇二四年度しんらん講座第二回ということ、今日は、「第六章法難 第七章を見据えながら」というテーマでお話しさせていただきます。よろしくお願いたします。

毎回、この講座では

「赤表紙と新聞の間に身をおく」ということを意識して、その時々、社会的な問題などに積極的に向き合いながらお話をさせていただきます。今日、六月十九日です。この六月の半ばというのは、私たちが人権の問題、非戦の問題を考えていくうえで、とても大切な「記念日」が続いております。そしてそれらは、本日のテーマ「法難」ということに直結する課題ばかりです。今回は、まずその記念日一つ一つについて簡単に話しして

いきたいと思います。

六月二十三日

ご紹介する日にちが前後しますが、まず六月二十三日からお話ししていきます。この日は、多くの方がご存じだと思えますが、「沖縄慰霊の日」と言われている日ですね。沖縄戦の集団的組織的な戦闘が終結した日ということになっております。私たちが沖縄戦の犠牲者全てに思いを馳せていく、そしてそのことをこれからの時代社会において受け継ぎ、伝えていくとつても大事

な日です。特に今年には戦後八十年という、大きな節目の年に当たります。「慰霊」という言葉は注意して使っていかなければなりません。沖縄戦の終結から、どんどんと年が経って行く中で私たちはこの問題にどう向き合っていくのか。この沖縄戦の中で何が一番悲惨なことだったのかということ、沖縄戦の犠牲者ご家族の方は、「集団自決」だと言われました。これはたまたま地上戦が沖縄であったから起こった出来事ではない。なぜ沖縄で地上戦があったのかも含めて、沖縄ということがおかれているこれまでの大和と沖縄との関係、また沖縄差別という問題、そういうものが全部つながっている問題として受け止めてほし

いと言われました。これは現在進行形の問題でもあります。大谷派はいま、沖縄開教本部というものを設け、沖縄と向き合う中で、浄土真宗というものの性格を確かめていく取り組みを進めています。この節目の年にあらたな気持ちで六月二十三日を迎えたいと思っております。

六月二十二日

次は、その前日の六月二十二日です。この日をご存じの方は、ぜひいぶん少なくなるのではないかと思います。とっても大切な日です。「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」という長い名前がついていますが、大谷派も積極的に加担した、ハンセン病隔離政策により被害を受け

た人たちの名誉回復、被害回復に向けての取り組みなどについて確かめ合う、大変大事な日です。ハンセン病を患った人を徹底的にこの社会から排除して、ハンセン病専用の療養所に隔離して、そして全ての患者が死に絶えるのを待つというのが、「癩撲滅政策」と言われたハンセン病絶対隔離政策です。近現代日本が官民一体となって犯した、とてつもなく大きな過ちです。この政策は一九〇七年からはじまり、日本国憲法が制定されてからも存続し、ようやく一九九六年に政策としてはピリオドが打たれましたが、この政策によって被害を受けた方の傷は癒えるどころか、その傷口をえぐるような出来事が今日も相次いで

おります。大谷派も、「らい予防法」の廃止に時を合わせ「謝罪声明」を発しましたが、現在活発な取り組みがなされているとはとても言えない状況です。教団としても、もつとよと大切にしていってよい日だと思っております。

六月二十四日

そして最後は六月二十四日です。今回ご紹介した三つの記念日の中で、社会的には一番知られていないですが、大谷派にとつては、大変大事な日となります。それは、非戦と平等を願うゆえに、国によって弾圧され、大逆事件という捏造された事件の連座者とされ、死刑判決を受けたあと、大谷派からも追放され絶望の中で獄中で命を絶

つた大谷派僧侶・高木顕明のご命日です。大逆事件は、冤罪事件という側面もありますが、私は、弾圧事件とらえないとその本質を見失うと思います。高木顕明は、被差別部落のご門徒を多く抱える和歌山県新宮というところの大谷派寺院の住職でした。そのご門徒さんとの出会いの中から親鸞聖人の教えに向き合い、平等と非戦の行動を貫きます。顕明は、「戦争は極楽の分人の成す事ではない」「依つて余は非開戦論者である」と言い切っています。そして「極楽世界には、義の為に大戦争を起したと云ふ事も一切聞かれた事はない」と言います。これは戦争というものに対する一切の価値づけを許さない、絶対否定です。それ

が極楽というところの姿であり、浄土のはたらきであるということ。しかし、そのことを貫くがゆえに、顕明は、国家からの弾圧を受け、いのちを奪われていくことになったのです。

法難

さて、ここまでたずねてきて、今日のテキストのテーマ「法難」というものに向き合うこととの大きな接点が見えてくると思います。親鸞聖人は『教行信証』の最後に、弾圧の事実と法然上人との出会いを克明に記しておられます。いま大逆事件というのは冤罪事件ではなく、弾圧事件と考えないければならないと言いました。弾圧事件というものは、意図的になされるものなんです

ね。親鸞聖人が弾圧された時に、「興福寺奏状」というものが出され、法然上人の浄土宗に対して九つの「失」をあげています。法然上人の吉水の教団にはこれだけの許しがたい過失があるということ。訴えるわけですけれども、その最後に出される失が「国土を乱る失」です。この国を乱すという失。念仏の教えに生きようとするのが国を乱すんだと。非常にわかりやすい批判です。そして一番目の失は「新宗を立つる失」。これは、天皇の勅許なしに新しい宗を立てた過失。当時の藤原貴族政治の中でその基盤を支える役割を果たしていく仏教、そういうようなものが公であるとするならば、その公を守っていく時に、公の許しなく新し

い宗を立てるといふことは許しがたいことだったのです。つまりこちらにも公に背くといふことです。『歎異抄』

の後序の添え文に「法然上人他力本願念仏宗を興行す」という言葉があります。法然上人を真宗興隆の太祖と言いつつ、そして、他力本願念仏宗を興行す、とはつきり記されているわけなんです。新宗を立てているんです。そして、そのことから、本当の公つていうのは、国を守るとか公権力とか、民衆を統治するとかそういうようなことが本當の公ではなくて、本當の公は、親鸞聖人の言葉で言えば「一人がためなり」という、その「一人」の中に開かれてくるもの。つまり独尊性です。そういう公、そのことこそが人間の

基盤であり、そしてそのことを本當に大事にしていく世界というものが浄土という形で表現されるんだということですね。

したがって、念仏弾圧ということは、親鸞聖人にとっては、絶対にそのことを守り切らなければ、人間が人間として生きるという根拠が奪われるんだというんです。まさしく「宗」が奪われるということなんです。だから親鸞聖人はこの弾圧の事実を、『教行信証』の後序の中で「主上臣下、法に背き義に違し、忿を成し怨を結ぶ。これに因つて、真宗興隆の大祖源空法師、ならびに門徒数輩、罪科を考えず、猥りがわしく死罪に坐す。あるいは僧儀を改めて姓名を賜うて、遠流に処す。予はその一なり」

という非常に厳しい言葉で書き記されているのです。そういう宗祖の生き方が、七百年後の高木顕明の上に、顕明自身の言い方で言えば「極楽の人数」として生きるということでは

表れてきていると思います。この極楽の人数として生きるということ、浄土を本国として生きるということは、浄土という世界に逃避するということではありません。浄土を本国として、この戦争を肯定する穢土、濁世を生きるんだということです。戦争や差別を直視し、決して阿おもねずに、その現実の上に浄土の悲願を生きるということなのだと思えます。そして、そういう中から宗祖は、愚禿釈の名告りをあげられます。「非僧非俗」の宣言で

す。これは、僧としての名前を奪われたから僧とは言えない、しかし、いまさら俗とも言えないというような中途半端なものではありません。何者からも奪われるものではないという、独立者としての宣言だと思えます。その名告りが開く世界が、第七章「民衆にかえる」で向き合う「われらなり」となってくるのではないかと思っています。



▼「討論」とは、自分の信念や思いを一切曲げずに、相手に意見を言わず意欲をなくすること。「対話」は、相手の意を思いやり、あくまでも同調して自分の意

を話すこと。

▼「対話」とは、自身と他者との結びつき(縁)が人間として生きる基礎である以上、相手(他者)への尊敬の念が前提としてあり、そのうえで自分が変わりうる存在となることです。

▼ハンセン病患者さん、沖繩左喜間美術館館長さん、高木顕明師等の願いは、法難に遇われた親鸞聖人と心を一にする思いであると受けとめました。抽象的な言葉から、具体的な内容、内実を加えて伝えることが大事であることが理解できました。沖繩での真宗禁教がどのようなものであったのか、知りたいと思いました。

▼「法難」は人間への弾圧と理解していたが、

法への弾圧だということ
とが理解できた。

▼弾圧とは有無を言わ
さず否定するということ
とであり、結論ありき
の怖さを感じる。

▼いつでもどこでもど
の人にも弾圧排除とい
うことが起こります。
体制の中を生きるとは、
私自身が善人として生
きている様に思います。
聖人が多くのご苦労の
中を生きられたことに
頭が下がります。

▼「国土を乱る失」とは、
今、世間の枠の中で念
仏をいただいている私
が浮き彫りになったよ
うに思いました。私自
身が今、宗祖親鸞聖人
を流罪、法難している
のではないか、いつも
私こそが法に刃を向け
ているのです。これが
外なる事件の内なる問

いだと思います。

▼社会問題の中に、本
願に対する刃である法
難として受けとめてい
る私が、人間が人とし
て生きていける道があ
るのか、考えさせられ
ます。現在進行形の法
難に気づいていくこと
が、念仏者の歩みとし
て現れてくるという意
味のお話に、社会的事
実から目をそらすに
いることの大切さを感じ
ました。

▼「法難」という言葉に、
自分が人間として生か
される道に立っている
かという自覚を問われ
ていると感じる。自分
の立っているところが
はっきりしないと、単
なる「人ごと」「歴史上
の事実」になってしま
う。「法」に対する弾圧
が自分にとって関係して
いるのか実感が無い。

法難が私にとって何な
のか考えてみたい。

▼現代に法難は存在し
ますか。憲法で信教の
自由が保障されてはい
ませんが。

▼「女犯」という言葉を
聞かされる「女人」たち
の立場は考えられなか
ったという、聖人の限
界と考えるてよいのでし
ょうか。「女犯」に配慮
して「行者宿報偈」とお
っしゃる先生もおられ
ますが、「女犯」という
言葉は消えませんか。「女
犯」を語られるのは、ほ
ぼほぼ男性で同じ質問
をすると「宿業の問題
です」とのこと。なぜ宿
業が女犯なのか、破戒
の代表が女犯なのか。
そこが聞きたい。

▼親鸞聖人が「愚禿」と
名告らざるを得なかつ
た立ち位置と心情にも

っと迫りたい。何が愚
禿なのか、何に対して
愚禿なのか、生涯に渡
る名告りとされたのは
なぜか。「戒との決別」
は「雑行を棄てて本願
に帰す」ことを意味す
るのか、など疑問がわ
いてきます。

▼「具縛の凡愚」と「屠
沽の下類が並べて説か
れている意味を、次回尋
ねていきたい。



毎回みなさんのアン
ケートを読ませていた
だいています。講義に
真摯に向き合って書い
ていただいたご意見は
かりなのですが、紙面
の都合上、いくつかに
選ばねばなりません。
ここが辛い作業です。

さて、二〇二二年度
より始まりました「本
願に帰すー『宗祖親鸞
聖人』を読むー」講座も
四年目に入ります。流
罪になられた親鸞聖人
のその後のご生涯をた
どりながら、後に生き
る私たちに何を伝えよ
うとしてみてくださいの
か、少しでも深く学ば
せていただきたいと思います。
(T・H)

二〇二五年度 しんらん講座

今後の予定

②二〇二五年

十一月十九日(水)

会場 長浜別院

③二〇二六年

四月二十八日(火)

会場 五村別院

*一回五〇〇円

*十三時受付

*十三時半〜十六時